

議案第14号

佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「門戸」を「存する敷地内の確認しやすい場所」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前2項に掲げるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

第28条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第36条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者 1件につき1万円

第37条第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第39条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第2条 佐倉市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第28条第1号の表を次のように改める。

用途	メーターの口径	料金
一般用	13ミリメートル	520円
	20ミリメートル	1,090円
	25ミリメートル	1,950円

	30ミリメートル	3,450円
	40ミリメートル	5,950円
	50ミリメートル	9,600円
	75ミリメートル	21,400円
	100ミリメートル	38,000円
	150ミリメートル	83,000円
臨時用	13ミリメートル	1,560円
	20ミリメートル	2,080円
	25ミリメートル	4,160円
	30ミリメートル	5,200円
	40ミリメートル	10,400円

注 臨時用とは、ビル、住宅等の新築、増改築及び解体工事その他臨時に水を使用する場合をいう。

第36条第1号中「35,000円」を「43,000円」に改め、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「及び工事検査」を削り、「1件（メーター1個）につき5,000円」を「1件につき3,000円」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 第9条の工事検査を受けようとする者 次の表に掲げる額

メーターの口径	手数料の額（1個につき）	備考
30ミリメートル未満	3,000円	再検査における手数料の額は、メーターの口径に応じた手数料の額とする。
30ミリメートル以上50ミリメートル未満	5,000円	
50ミリメートル以上	6,000円	

第36条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第16条の2第1項の指定を受けている者が当該指定を受けていることを証する書面の再発行を受ける場合 1件につき2,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定による改正後の佐倉市水道事業給水条例（以下「改正後条例」という。）第5条並びに第7条及び第8条に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 第1条の規定による改正後条例第28条、第36条、第37条第4項及び第39条第1項の改正規定並びに次項及び第3項の規定 令和元年10月1日

(3) 第2条の規定 令和2年4月1日

(経過措置等)

2 第1条の規定による改正後条例第28条の規定にかかわらず、施行日前から継続して水道の供給を受けている者に係る料金であって、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する料金の額をその直前の料金の額が確定した日から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これにその直前の料金の額が確定した日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。